#### 22 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 0 ○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。 番号 ○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。 面 1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください フリガナ 郵便番号 提 住 所 氏 名 出 電話番号 用 フリガナ フリガナ 氏 氏 名 名 新築又は購入した家屋等に係る事項 増改築等をした部分に係る事項 家屋に関する事項 土地等に関する事項 居住開始年月日 F) 平成 $\mathcal{O}$ 平成 「平成 居住開始年月日 (1) 明明 増改築等の費用の額 細 取得対価の 額 書 うち居住用部分の金額 は 面 床 積 ※小数点以下第2位まで書きます。 ①の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住 宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 申告書と ち居住用部分 (1) 0 (床) 面 積 家屋や土地等の取得対価の額 家 屋 (B) 地 等 (C) 合 計 (D) 増 改 築 等 なたの共有持分 (1)緒に提出 ※共有の場合のみ書いてください。 回又は (回×Aの①) ●又は(⊕×Bの①) (Aの②+Bの②)又は(Bの②+Dの②) あなたの持分に係る 2 取得対価の額等 し 5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 てく (H) 増 築 (E) 住 宅 0 (F) +: 地 等の Z ⑥住宅及び土地等 改 新築、購入及び増改築等に係る (3) 、ださ 住宅借入金等の年末残高 連帯債務に係るあなたの負担割合 ((**付表**)の⑭の割合) (4)(内支) へののの自己 (内) を書きます。 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。 住宅借入金等の年末残高 ((付表)の⑮の金額) ※連帯債務がない場合には、③の金額を書きます。 L1 (5) ⑤ のいずれ 6 い方の金 居 用 $=\div$ (F) ÷ (A) (R) ÷ (I) 割 合 $\overline{7}$ ※小数点以下第1位まで書きます。 居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 住宅借入金等の年末残高の合計額 (Eの8)+Fの(8)+Gの(8)+Hの(8) 9 ⑨の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。 (注)⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。) 次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。 ②の金額( 円) - 特例の適用を受けた金額( 円) 円) = (6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください 齢者等居住改修事等の費用の額 交 付 等 受ける 高工 を (10 - 11)30万円を超える場合に限ります。 (11)高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入 (12)補助金等の合計額 \* 金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居 親族の方について該当する欄をチェックします。 断熱改修工事等の費用の額 特定断熱改修工事等の費用の額 特定の増改築等工事の費用の合計額 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)・・・・・・ (14)(15)30万円を超える場合に限ります。 30万円を超える場合に限ります。 (12) + 14要介護認定又は要支援認定を受けている あなたの持分に係る特定の 増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑮×⑪の①) 特定增改築等住宅借入金 (16)等の年末残高(⑨と⑯の 同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 (17)いずれか少ない方の金額 氏名( 続柄( (最高200万円)) ⑫の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 ⑬又は⑭の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 (特定增改築等)住宅借入金等特別控除額 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。 O C (18)(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) 二面の18の金額を転記します。 8 控除証明書の要否 平成23年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の 要する 交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください 整理欄 台帳番号

# ○ 平成22年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算 次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

						_		·	
住宅借	借入金等の年末を	残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を	転記し	ます。		9		円	
番号	居住の用に供した日等			算 式 等			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
		平成21年1月1日から平成22年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高50万円)	円 0 0	
		平成20年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高20万円)	0 0	
	住宅借入金等	平成19年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高25万円)	円 0 0	
	特別控除の適用 を受ける場合 (2から5の いずれかを 択する場合を 除きます。)	平成18年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高30万円)	円 0 0	
1		平成17年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18	(最高40万円)	円 0 0	
		平成13年7月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高50万円)	円 0 0	
		平成12年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	9×	0.0075	=	18	(最高37万5千円)	円 0 0	
		平成11年中に居住の用に供した場合	9×	0.005	=	(18)	(最高25万円)	円 0 0	
	住宅借入金等 特別控除の控	平成20年中に居住の用に供した場合	9×	0.006	=	18)	(最高12万円)	円 0 0	
2	除額の特例を選択した場合	平成19年中に居住の用に供した場合	9×	0.006	=	18	(最高15万円)		
	認定 長期 (優等 (長 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	の新築等 る住宅借 平成21年6月4日から平成22年12月31日 等特別控 までの間に居住の用に供した場合 )特 例 を		0.012	=				
3			9×			18	(最高60万円)	円 0 0	
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改築	平成19年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に 供した場合							
4	等住宅借入金 等特別控除を 選択した場合	<ul><li>⑨の金額(最高1,000万円)</li></ul>	02+(a	$(-17) \times 0.$	01=	18	(最高12万円)	円 0 0	
_	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅	平成20年4月1日から平成22年12月31日 供した場合	までの	間に居住の	別用に				
5	借入金等特別 控除を選択 した場合	③の金額(最高1,000万円) ······	02+(a	$(-17) \times 0.$	01=	18	(最高12万円)	円 0 0	

<sup>※</sup> ⑱の金額を一面の⑱欄に転記します。

1 住所及び氏名	(共有者の氏名)
郵便番号 —	フリガナ
住 所	氏 名
電話番号     ( )       フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名
2 新築又は購入した家屋等に係る事項 家屋に関する事項 土地等に関っ	3 増改築等をした部分に係る事項
	居住開始年月日 (子) 平成
居住開始年月日①平成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	増改築等の費用の額 ①
取得対価の額回	うち居住用部分の金額(又)
総 ( 床 ) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きます。	m <sup>3</sup> / 3/11 E/HHD/V 22 ER
うち居住用部分()	m <sup>2</sup>
の ( 床 ) 面 積 [ つ	·
4	地 等 C 合 計 D 増 改 築 等
あ な た の 共 有 持 分 ①	/
<ul><li>※共有の場合のみ書いてください。</li><li>カ カ カ の 丼 公 に 返 ス _ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
あ な た の 持 分 に 係 る 取 得 対 価 の 額 等 ②	Π Π
⑤ 住宅のみ ⑤土地	等のみ ⑥住宅及び土地等 ⑪ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	H
連帯債務に係るあなたの負担割合 ((付表)の⑭の割合)	%
※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。 付 字 供 1 今 等 の 年 末 時 官	
((付表)の値の金額) 接着機動がない場合には、③の金額を書きます。	
② と ⑤ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額 ⑥	
居 住 用 割 合 ※小数点以下第1位まで書きます。 (②÷⊙)	. ②÷⑨ %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高	
(⑥ × ⑦ )     (⑥ × ⑦ )       住宅借入金等の年末残高の合計額(Eの⑧+Fの⑧+Gの⑧+Gの⑧+Hの⑧)	H
※ ⑨の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。	9
注)⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精 次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。	算課税選択の特例](以下、あわせて「特例」といいます。)の適用を受けた方は、
②の金額( 円) 一 特例の適用を受けた金額(	円) = ( 円)
	<b>余の適用を受ける場合のみ書いてください。</b>
同即有寺店住以修工事寺に保る行た追以祭寺住七旧人   20   工事等(	等居住改修 ① 交付等を受ける ② (⑩ - ⑪) か費用の額 ② 補助金等の合計額 ② ※ 30万円を超える場合に限ります。
金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居	H.
親族の方について該当する欄をチェックします。	事等の費用の額 (4) 特定断熱改修工事等の費用の額 (5) 特定の増改築等工事の費用の合計額
1 年齢か50歳以上 (同店親族の方の場合は65歳以上) ······□ [3] 断熱以修上 2 障害者(1に該当する方を除きます。) ····□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	事等の費用の額 4 特定断熱以修工事等の費用の額 (5) 特定の環攻楽寺上事の費用の台前額 える場合に限ります。 (② + ④)
3 要介護認定又は要支援認定を受けている	
(1又は2に該当する方を除きます。)・・・・・・□ (⑥ 増改築等は	分に係る特定の 事の費用の額 等の年末残高(⑨と⑯の (17)
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名( ) 続柄( )	いずれか少ない方の金額
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(最高200万円))
7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	
二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号	- を書きます。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	<ul><li>※ 二面の®の金額を転記します。</li><li>(18)</li><li>(19)</li><li>(10)</li><li>(11)</li><li>(12)</li><li>(13)</li><li>(14)</li><li>(15)</li><li>(16)</li><li>(17)</li><li>(17)</li><li>(18)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li><li>(19)</li></ul>

# ○ 平成22年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

					氏	白		
住宅信	借入金等の年末	残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を	転記し	ます。		9		円
番号	居住の用に供した日等		算 式 等			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
		平成21年1月1日から平成22年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18	(最高50万円)	円 0 0
		平成20年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高20万円)	円 0 0
	住宅借入金等	平成19年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高25万円)	円 0 0
	特別控除の適用 を受ける場合 (2から5の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成18年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18	(最高30万円)	円 0 0
1		平成17年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高40万円)	円 0 0
		平成13年7月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高50万円)	
		平成12年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	9×	0.0075	=	18)	(最高37万5千円)	
		平成11年中に居住の用に供した場合	9×	0.005	=	18	(最高25万円)	
	住宅借入金等 特別控除の控	平成20年中に居住の用に供した場合	9×	0.006	=	18)	(最高12万円)	
2	除額の特例を選択した場合	平成19年中に居住の用に供した場合	9×	0.006	=	18	(最高15万円)	—————————————————————————————————————
	認定長期優良 住宅の新築等	長期優良 り新築等 3 住宅借 等特別控 特 例 を	9×					0 0
3	に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を 選択した場合			0.012	=	18	(最高60万円)	円 0 0
	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改築	修工事等に   平成19年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の月						
4	等住宅借入金 等特別控除を 選択した場合	<ul><li>⑨の金額(最高1,000万円)</li></ul>	02+(a	$(-17)\times 0.$	) 01=	(最高12万円)		
5	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅	に係る特定   平成20年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に						
	借入金等特別と	<ul><li>⑨の金額(最高1,000万円)</li></ul>	02+(a	$(-17)\times 0.$	01=	18)	(最高12万円)	円 0 0

<sup>※</sup> ⑱の金額を一面の⑱欄に転記します。

#### 22 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 ○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。 番号 ○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。 面 1 住所及び氏名 ください (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いて フリガナ 郵便番号 控 住 所 氏 名 電話番号 フリガナ フリガナ 用 氏 氏 名 名 新築又は購入した家屋等に係る事項 3 増改築等をした部分に係る事項 家屋に関す 土地等に関する事項 事項 F) 居住開始年月日 平成 0 平成 [平成 居住開始年月日 (1) 用 増改築等の費用の額 IJ, 紙 取得対価の 額 は うち居住用部分の金額 面 控 床 積 ※小数点以下第2位まで書きます。 ①の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住 用 宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 ち居住用部分 (1) (床) 面 積 で す。 家屋や土地等の取得対価の額 家 屋 (B) 地 等 (C) 合 計 (D) 増 改 築 等 申 なたの共有持分 (1)告 ※共有の場合のみ書いてください。 回又は (回×Aの1) ⊕又は $\times \mathbb{B} O \mathbb{O}$ (Aの②+Bの②)又は(Bの②+Dの② 少又は $\times \oplus \mathcal{O} \oplus$ あなたの持分に係る には、 2) 取得対価の額等 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 5 ず (H) 仹 Z 等 Z ⑥住宅及び土地 増 7.5 笯 宅 0 (F) + 地 0 提 新築、購入及び増改築等に係る 3) 住宅借入金等の年末残高 出 連帯債務に係るあなたの負担割合 ((**付表**)の⑭の割合) 用 (4)※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。 住宅借入金等の年末残高 ((付表)の⑮の金額) ※連帯債務がない場合には、③の金額を書きます。 を (5) 使 ⑤ のいずれ つ 6 い方の金 額 7 用 $=\div$ (F) ÷ (A) (7) ÷ (1) 割 合 $\overline{7}$ ※小数点以下第1位まで書きます。 居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 13 住宅借入金等の年末残高の合計額(Eの8+Fの8+Gの8+田の8) 9 ⑨の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します (注)⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。) 次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。 ②の金額( 円) - 特例の適用を受けた金額( $\mathbb{H}$ ) = ( 円) 6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください 者等居住改修等の費用の類 交 付 等 受ける 高工 齢 を (10 - 11)30万円を超える場合に限ります 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入 (11)補助金等の合計額 事 \* 金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居 親族の方について該当する欄をチェックします。 断熱改修工事等の費用の額 特定断熱改修工事等の費用の額 特定の増改築等工事の費用の合計額 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)・・・・・・・□ (14) (15)30万円を超える場合に限ります \* 30万円を超える場合に限ります。 (12) + (14)障害者(1に該当する方を除きます。) ......□ 3 要介護認定又は要支援認定を受けている あなたの持分に係る特定の 増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑮×⑪の①) (1又は2に該当する方を除きます。) ......□ 特定增改築等住宅借入金 (16)等の年末残高(⑨と⑯の 同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 (17)いずれか少ない方の金額 氏名( 続柄( (最高200万円))

- ※ ②の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※ ③又は④の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

### 7 (特定增改築等)住宅借入金等特別控除額

/ (特定组以来等) 压电相人显存特别建脉散					
二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。					
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑱の金額を転記します。	18				

### 8 控除証明書の要否

用

# ○ 平成22年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算 次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

						_		·	
住宅借	借入金等の年末を	残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を	転記し	ます。		9		円	
番号	居住の用に供した日等			算 式 等			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
		平成21年1月1日から平成22年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高50万円)	円 0 0	
		平成20年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高20万円)	0 0	
	住宅借入金等	平成19年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高25万円)	円 0 0	
	特別控除の適用 を受ける場合 (2から5の いずれかを 択する場合を 除きます。)	平成18年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高30万円)	円 0 0	
1		平成17年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18	(最高40万円)	円 0 0	
		平成13年7月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	18)	(最高50万円)	円 0 0	
		平成12年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	9×	0.0075	=	18	(最高37万5千円)	円 0 0	
		平成11年中に居住の用に供した場合	9×	0.005	=	(18)	(最高25万円)	円 0 0	
	住宅借入金等 特別控除の控	平成20年中に居住の用に供した場合	9×	0.006	=	18)	(最高12万円)	円 0 0	
2	除額の特例を選択した場合	平成19年中に居住の用に供した場合	9×	0.006	=	18	(最高15万円)		
	認定 長期 (優集 (長 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	の新築等 る住宅借 平成21年6月4日から平成22年12月31日 等特別控 までの間に居住の用に供した場合 )特 例 を		0.012	=				
3			9×			18	(最高60万円)	円 0 0	
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改築	平成19年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に 供した場合							
4	等住宅借入金 等特別控除を 選択した場合	<ul><li>⑨の金額(最高1,000万円)</li></ul>	02+(a	$(-17) \times 0.$	01=	18	(最高12万円)	円 0 0	
_	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅	平成20年4月1日から平成22年12月31日 供した場合	までの	間に居住の	別用に				
5	借入金等特別 控除を選択 した場合	③の金額(最高1,000万円) ······	02+(a	$(-17) \times 0.$	01=	18	(最高12万円)	円 0 0	

<sup>※</sup> ⑱の金額を一面の⑱欄に転記します。

# (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。

なお、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書 | を併せて使用します。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。

#### 2 「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高|欄

(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)。

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

本年の住宅借入金等の年末残高 × <u>借換え</u>直前の当初住宅借入金等残高 借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と®、『又は⑪の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。

(2) ⑦欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。

なお、 $\mathbb{E}$ の⑦欄と $\mathbb{E}$ の⑦欄の割合又は $\mathbb{E}$ の⑦欄と $\mathbb{E}$ の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ $\mathbb{E}$ の面積は $\mathbb{E}$ は $\mathbb{E}$ の⑦」又は $\mathbb{E}$ の⑦」とし、 $\mathbb{E}$ の⑦欄は、それぞれ $\mathbb{E}$ の⑦欄の割合又は $\mathbb{E}$ の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ⑤の⑦欄の記入に当たっては、⑥の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑤の⑦欄と⑪の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は⑪の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

- (4) ⑨欄は、次の i からviiに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。
  - i 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合(viiの場合を除きます。) … 5,000万円
  - ii 平成20年中に居住の用に供した場合 (viiの場合を除きます。) … 2,000万円
  - iii 平成19年中に居住の用に供した場合(viiの場合を除きます。) … 2,500万円
  - iv 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円
  - v 平成17年中に居住の用に供した場合 … 4,000万円
  - vi 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円
  - vii 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円
- 3 「6 特定の増改築等に係る事項 | 欄
  - (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます。
  - (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額」欄には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額の合計額を書きます。
  - (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「③ 断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等の費用の額」(平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、「第26条の28の5第9項に規定する改修工事の費用の額」)の金額を書きます。
  - (4) 「④ 特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。
- 4 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、®欄に転記します。

5 申告書への転記等

⑱(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に転記します。

また、**申告書第二表**の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例:平成22年4月13日居住開始)を書きます。 この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

ただし、既に平成11年分から平成21年分までにこの控除を受けている方が平成22年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類を一緒に提出する必要はありません。

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。